

一般職の職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月25日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第53号

一般職の職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則

一般職の職員の通勤手当支給規則（昭和33年函館市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第2項第2号中「育児休業をし」の後ろに「，同法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

附 則

この規則は，令和7年10月1日から施行する。